

議案第十三号

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区长 武井雅昭

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

港区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一特殊疾病者の項を次のように改める。

球脊髄性筋萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、脊髄性筋萎縮症、原発性側索硬化症、進行性核上性麻痺 ^ひ 、パーキンソン病、大脳皮質基底核変性症、ハンチントン病、神経有棘 ^{きよく} 赤血球症、シヤルコー・マリー・トウス病、重症筋無力症、先天性筋無力症候群、多発性硬化症／視神経脊髄炎、慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー、封入体筋炎、クロウ・深瀬症候群、多系統萎縮症、脊髄小脳変性症（

多系統萎縮症を除く。)、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、ミトコンドリア病、もやもや病、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、進行性多巣性白質脳症、HTLV-1関連脊髄症、特発性基底核石灰化症、全身性アミロイドーシス、ウルリッヒ病、遠位型ミオパチー、ベスレムミオパチー、自己貪食空胞性ミオパチー、シュワルツ・ヤンペル症候群、神経線維腫症、天疱瘡、表皮水疱症、膿疱性乾癬(汎発型)、ステイーヴンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症、高安動脈炎、巨細胞性動脈炎、結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、悪性関節リウマチ、バージャール病、原発性抗リン脂質抗体症候群、全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎/多発性筋炎、全身性強皮症、混合性結合組織病、シェーグレン症候群、成人スチル病、再発性多発軟骨炎、ペーチエット病、特発性拡張型心筋症、肥大型心筋症、拘束型心筋症、再生不良性貧血、自己免疫性溶血性貧血、発作性夜間ヘモグロビン尿症、特発性血小板減少性紫斑病、血栓性血小板減少性紫斑病、原発性免疫不全症候群、IgA腎症、多発性嚢胞腎、黄色靱帯骨化症、後縦靱帯骨化症、広範脊柱管狭窄症、特発性大腿骨頭壊死症、下垂体性ADH

特殊疾病者

分泌異常症、下垂体性TSH分泌亢進症、下垂体性PRL分泌亢進症、クッシング病、下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモン分泌亢進症、下垂体前葉機能低下症、家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）、甲状腺ホルモン不応症、先天性副腎皮質酵素欠損症、先天性副腎低形成症、アジソン病、サルコイドーシス、特発性間質性肺炎、肺動脈性肺高血圧症、肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症、慢性血栓性肺高血圧症、リンパ管筋腫症、網膜色素変性症、バッド・キアリ症候群、特発性門脈圧亢進症、原発性胆汁性肝硬変、原発性硬化性胆管炎、自己免疫性肝炎、クローン病、潰瘍性大腸炎、好酸球形消化管疾患、慢性特発性偽性腸閉塞症、巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症、腸管神経節細胞減少症、ルビンシュタイン・テイビ症候群、CFC症候群、コステロ症候群、チャージ症候群、クリオピリン関連周期熱症候群、全身型若年性特発性関節炎、TNF受容体関連周期性症候群、非典型溶血性尿毒症症候群、ブラウ症候群、スモン、悪性高血圧、ネフローゼ症候群、母斑症、ミオトニー症候群、特発性好酸球增多症候群、強直性脊椎炎、びまん性汎細気管支炎、遺伝性（本態性）ニューロパチー、遺伝性QT延長症候群、先天性ミオパチー、

ヤンペル症候群、表皮水疱症、膿疱性乾癬（汎発型）、ステイーヴンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症、高安動脈炎、巨細胞性動脈炎、結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、バージャー病、原発性抗リン脂質抗体症候群、皮膚筋炎／多発性筋炎、全身性強皮症、成人スチル病、再発性多発軟骨炎、特発性拡張型心筋症、自己免疫性溶血性貧血、発作性夜間ヘモグロビン尿症、血栓性血小板減少性紫斑病、IgA腎症、下垂体性ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌亢進症、下垂体性PRL分泌亢進症、クッシング病、下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモン分泌亢進症、下垂体前葉機能低下症、甲状腺ホルモン不応症、先天性副腎皮質酵素欠損症、先天性副腎低形成症、アジソン病、肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症、リンパ管筋腫症、好酸球性消化管疾患、慢性特発性偽性腸閉塞症、巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症、腸管神経節細胞僅少症、ルビンシュタイン・テイビ症候群、CFC症候群、コステロ症候群、チャーージ症候群、クリオピリン関連周期熱症候群、全身型若年性特発性関節炎、TNF受容体関連周期性症候群、非典型溶血性尿毒症症候群及びブラウ症候群に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年一月一日から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の港区心身障害者福祉手当条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により次の表の上欄に掲げる疾病に該当して心身障害者福祉

手当（以下「手当」という。）の受給の対象となつてゐる者は、改正後の条例の規定により同表下欄に掲げる疾病に該当して手当の受給の対象となつてゐる者とみなす。

多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
サルコイドーシス	サルコイドーシス
強皮症	全身性强皮症
皮膚筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）	進行性核上性麻痺、パーキンソン病又は大脳皮質基底核変性症のうちいずれか相当である疾病
高安病	高安動脈炎
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	もやもや病
脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
先天性血液凝固因子欠乏症	先天性血液凝固因子欠乏症等（第一因子

<p>ーブ橋小脳萎縮症、シヤイ・ドレーガー症候群）</p>	<p>表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）</p>	<p>膿疱性乾癬</p>	<p>好酸球增多症候群（好酸球性膠原病）</p>	<p>肺動脈性肺高血圧症</p>	<p>網膜脈絡膜萎縮症（眼底後極部網膜脈絡膜萎縮症）</p>	<p>慢性炎症性脱髄性多発神経炎</p>	<p>ライソゾーム病（ファブリー病を含む。）</p>	<p>アレルギー性肉芽腫性血管炎</p>
	<p>表皮水疱症</p>	<p>膿疱性乾癬（汎発型）</p>	<p>特発性好酸球增多症候群</p>	<p>肺動脈性肺高血圧症又は肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症のうちいずれか相当である疾病</p>	<p>網膜脈絡膜萎縮症</p>	<p>慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー</p>	<p>ライソゾーム病</p>	<p>好酸球性多発血管炎性肉芽腫症</p>

成人ステイル病	成人スチル病
リンパ脈管筋腫症（LAM）	リンパ脈管筋腫症
重症多形滲出性紅斑（急性期）	ステイーヴンス・ジョンソン症候群又は中毒性表皮壊死症のうちいずれか相当である疾病
間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）	下垂体性ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌亢進症、下垂体性PRL分泌亢進症、クッシング病、下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモン分泌亢進症又は下垂体前葉機能低下症のうちいずれか相当である疾病

3

改正後の条例別表第一特殊疾病者の項中原発性側索硬化症、神経有棘赤血球症、シャルコー・マリール・トウース病、先天性筋無力症候群、多発性硬化症／視神経脊髄炎、慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー、封入体筋炎、クロウ・深瀬症候群、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、もやもや病、進行性多巣性白質脳症、HTLV-1関

連脊髄症、特発性基底核石灰化症、全身性アミロイドーシス、ウルリツヒ病、遠位型ミオパチー、ベスレムミオパチー、自己貪食空胞性ミオパチー、シュワルツ・ヤンペル症候群、表皮水疱症、膿疱性乾癬（汎発型）、ステイヴンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症、高安動脈炎、巨細胞性動脈炎、結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、バージャー病、原発性抗リン脂質抗体症候群、皮膚筋炎／多発性筋炎、全身性強皮症、成人スチル病、再発性多発軟骨炎、特発性拡張型心筋症、自己免疫性溶血性貧血、発作性夜間へモグロビン尿症、血栓性血小板減少性紫斑病、I g A腎症、下垂体性A D H分泌異常症、下垂体性T S H分泌亢進症、下垂体性P R L分泌亢進症、クッシング病、下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモン分泌亢進症、下垂体前葉機能低下症、甲状腺ホルモン不応症、先天性副腎皮質酵素欠損症、先天性副腎低形成症、アジソン病、肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症、リンパ脈管筋腫症、好酸球性消化管疾患、慢性特発性偽性腸閉塞症、巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症、腸管神経節細胞僅少症、ルビンシユタイン・テイビ症候群、C F C症候群、コストロ症候群、チャージ症候群、クリオピリン関連周期熱症候群、全身型若年性特発性関節炎、T N F受容体関連周期性症候群、非典型溶血性尿毒症症候群及びブラウ症候群に該当するに至った者が、平成二十七年六月三十日までに改正後の条例第四条に基づく受給資格の認定の申請をしたときは、該当するに至った日（その日が平成二十七年一月一日より前であるときは、平成二十七年一月一日）に申

請があつたものとみなす。

（劇症肝炎及び重症急性性膵炎に関する特例）

4 この条例の施行の際現に改正前の条例別表第一特殊疾病者の項中劇症肝炎及び重症急性性膵炎に該当して手当の受給を受けている者は、この条例の施行の日から継続して受給を受ける間は、なお従前の例による。

（説明）

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の施行により国の医療費助成の対象となる難病が指定されたことを踏まえ、心身障害者福祉手当の支給対象とする特殊疾病の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。